

MUFG BK 中国月報

三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部

2025 年 2 月号(第 228 号)

※ 読みたい記事のタイトルをクリックしてください。

■ 特集

◆ 人民元為替レートの動向

帝京大学 経済学部 教授 露口洋介…………… 1

◆ 変容するベトナムと中国の貿易構造—産業間特化から産業内特化へ—(後編)

専修大学 商学部 教授 池部亮…………… 5

■ 経済

◆ 2025 年の経済運営方針

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 調査部 副主任研究員 丸山健太…………… 12

■ 税務・会計

◆ 中国籍従業員の越境派遣に係る個人所得税の動向及び留意点

KPMG 中国 日系企業サービス 税務パートナー 徐潔…………… 15

■ 法務

◆ 中国の定年延期政策と使用者に対するその影響

金杜法律事務所 パートナー弁護士

中国政法大学大学院 特任教授 劉新宇…………… 20

■ 法令・政策

◆ 日系企業のための中国法令・政策の動き

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 国際アドバイザー事業部

シニアアドバイザー 池上隆介…………… 24

■ 人民元レポート

◆ 米中摩擦の懸念は一旦後退

三菱 UFJ 銀行 グローバルマーケットリサーチ アナリスト 横尾明彦…………… 29

■ 主要経済指標

◆ 主要経済指標の推移

三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部…………… 35

■ MUFG 中国ビジネス・ネットワーク

世界が進むチカラになる。

三菱UFJ銀行



特集

人民元為替レートの動向

帝京大学
経済学部
教授 露口洋介

1. 人民元為替レート変動の位置付け

日本の国会に相当する中国の全国人民代表大会（全人代）常務委員会の「経済業務監督を強化する決定」は、日本の内閣にあたる国務院が年1回、金融政策執行状況や金融業の経営状況と監督管理業務の状況などについて、全人代常務委員会に報告する義務を定めている。

この規定を受けて、国務院の一部門である中国人民銀行（中央銀行）の潘功勝総裁が2024年11月5日に全人代常務委員会に対する報告を行った。報告内容を見ると、過去1年間の金融政策執行状況の部分において、金融政策の調整を数回行い、社会全体の資金調達量と貨幣供給量を、物価水準の予測値を勘案した経済成長と見合った水準に保持したと述べられている。そして、具体的な金融政策の措置として、以下の4点が述べられている。

- ①総量面では、預金準備率の引き下げや政策金利の引き下げによって流動性を十分な水準に保持したこと
- ②構造面では、科学技術イノベーションや格安住宅の供給に対する銀行の融資に対して、中国人民銀行が低金利で資金を供給する手段（構造的金融政策手段）によって、経済の供給サイドの構造に働きかけたこと
- ③政策伝達経路面では、国内総生産（GDP）における金融業の付加価値の計算方法を見直すことにより、預金貸出の水増し行為の抑制を図ったこと
- ④為替レート面では、人民元為替レートの合理的均衡水準での基本的安定を保持したこと

この報告を見ると、人民元為替レートの変動は、預金準備率の引き下げや構造的金融政策手段などと同列で、中国人民銀行が直接コントロールできる金融政策の手段と位置付けられていることがわかる。人民元為替レートの変動ルールは、2005年7月21日の見直しによってそれまでの事実上の対米ドル固定レート制から「市場の需給を基礎に、バスケット通貨を参考に調整される管理された変動相場制」に移行して今日に至っている。すなわち中国人民銀行は、人民元為替レートの変動を管理しており、人民元為替レートの変動を物価の安定や国際収支の平衡という金融政策の目標の実現のための手段として利用しているのである。そして、人民元為替レートは、米ドルのような単一の通貨ではなく、複数の通貨からなるバスケット通貨に対して調整されている。バスケット通貨では主要通貨の為替レートにウェイトが付されており、為替レートをバスケット通貨に対して調整するという事は、自国通貨の為替レートを各通貨のウェイトで加重平均した主要通貨全体に対して調整することを意味する。

これは、同じように自国通貨の為替レートをバスケット通貨に連動させているシンガポールが、金融政策の手段としてシンガポールドルの為替レートを操作していることと類似している。シンガポールでは金融政策の手段は金利ではなく、国内のインフレ率が上昇するとシンガポールドルの為替レートをバスケット通貨に対して上昇させ、インフレが落ち着くと為替レートの上昇を抑制する。これと同様に、中国も人民元為替レートを金融政策の手段としてバスケット通貨に対して操作している。人民元為替レートの変動の基準となるのは、あくまでもバスケット通貨である。この点については、2023年9月20日に行われた記者会見において中国人民銀行の鄒瀾金融政策局長が「人民元の対米ドル為替レートは非常に重要ではあるが、全体を表すものではない。総合的、全面的に見た場合、人民元の対バスケット通貨為替レートに、より注目しなければならない。対バスケット通貨為替レートとしては、主に中国外貨取引センター（CFETS）が公表している人民元為替レート指数（CFETS指数）に注目すればよい」と明確に述べている。

2. 金融政策の決定プロセスの変化

中国人民銀行は、日本の内閣に相当する国務院の一部門であり、政府の一部である。2023年3月までの李克強国務院総理の時期は、国務院常務会議において金融政策の方針が決定され、中国人民銀行がそれを執行していた。国務院常務会議は、国務院総理、副総理（4名）、国務委員（5名）からなる会議であり、国務院総理が主催する。議題に合わせて関係部門の責任者も出席する。

預金準備率について見ると、2022年4月25日に0.25%引き下げ（4月15日発表）、12月5日にも0.25%引き下げられた（11月25日発表）。それぞれの発表の直前に開催された国務院常務会議の内容を見ると、4月13日開催の会議では、「預金準備率引き下げなどの金融政策手段を適時に運用し、銀行の貸出実行能力増強を促進し、（中略）企業の総合的な資金調達コストを引き下げる」と決定されている。また、11月23日開催の会議では、「預金準備率引き下げなどの金融政策手段を適時、適度に運用し、流動性の合理的な充足を保持する」と決定されている。

中国人民銀行が政策金利と位置付ける貸出市場報告金利（LPR）について見ると、2022年は1月20日に1年物を0.1%、5年物を0.05%、5月20日には5年物のみ0.05%、8月20日には1年物を0.05%、5年物を0.15%それぞれ引き下げた。これらの引き下げ以前に行われた国務院常務会議を見ると、1月10日の会議では「内需拡大戦略を確実に実施し、（中略）最終消費と投資を拡大する」、5月11日の会議では「金融政策は、就業優先を方向性とし（中略）、資金調達コストの引き下げなどの措置を実施する」、8月18日の会議では「LPRの指導作用を発揮させ、貸出が需要の回復をサポートし、企業の資金調達コストと個人消費ローンのコストの低減を推し進める」と決定されている。

2023年3月11日、李克強氏から李強総理に交代すると、同月16日に、中国共産党に中央金融委員会と中央金融工作委員会の設置が発表された。このうち中央金融委員会は、金融政策を含めた金融業務について政策立案を担当する。中央金融工作委員会は、金融部門の政治面、思想面、規律面などの指導を行い、腐敗取り締まりなども担当する。金融政策の決定権限は、国務院から共産党の中央金融委員会に実質的に移行した。中央金融委員会の会議の内容は、国務院常務会議のように公表されないため、金融政策の決定過程の透明性は低下した。例えば、中国人民銀行の潘功勝総裁は2024

年9月24日の記者会見において、9月27日に実施された預金準備率の0.5%引き下げと、政策金利である7日物リバースレポ金利の0.2%引き下げを事前に公表した。そして9月26日には、習近平総書記主催で開催された共産党中央政治局会議の内容が公表され、その会議の決定内容として預金準備率と金利の引き下げなどが示された。中央銀行の総裁が金融政策の内容を正式な公表前に明らかにするのは異例であるが、これらの政策の内容は、9月24日の総裁の記者会見以前に党の中央金融委員会で決定されていたものと考えられる。

3. 最近の人民元為替レートの動き

人民元為替レートについては、過去一貫して「合理的均衡水準での基本的安定を保持する」と表現されてきた。しかし、実際の変動については、2023年3月以前は金融政策の一環としてその変動の方向性について国务院常務会議で示されていた。人民元のバスケット通貨に対する変動の状況は、前出のとおりCFETSが公表している名目実効為替レートであるCFETS指数の動きでおおよそ示される。CFETS指数の動向を見ると、2015年8月のいわゆる人民元ショック（中国人民銀行が人民元を突如切り下げたもの）に伴う人民元安方向への動きが落ち着いた後、ほぼ横ばい圏内の動きを続けてきたが、2021年夏ごろから横ばい圏内から離れて上昇を開始し、2022年春ごろからは低下に転じている(図)。

【図 人民元CFETS指数の推移】(2025年1月17日まで)

2014年末=100



(出所) CFETS

このような人民元為替レートのバスケット通貨に対する動きについて国务院常務会議の内容を見ると、人民元為替レートが上昇し始めた時期の2021年8月の会議では、原材料価格の上昇に対して市場価格を安定させる方針が示されており、国際原材料価格の高騰に対して人民元為替レートの上昇によって国内価格への波及を抑制しようとしたことが読み取れる。人民元為替レートが低下に転じた時期である2022年4月の国务院常務会議では、景気の停滞に対して輸出企業を支援することが示されており、輸出促進のために人民元安が指向されたことが示されている。

CFETS 指数は 2023 年夏以降、おおよそ横ばい圏内の動きに戻っているが、国務院常務会議では、その理由について取り扱われなくなった。しかし、中国人民銀行が 2023 年 8 月 17 日に公表した 2023 年第 2 四半期金融政策執行報告では、8 月までの人民元為替レートの動きを取り上げ、それまでの人民元安方向の動きに対して、一方的に人民元安ということではなく長期的には安定した動きになるということが主張されている。市場の人民元安期待に伴う資本流出を修正するために人民元為替レートの引き下げを停止し、バスケット通貨に対しておおよそ横ばい圏内の動きに管理することにしたものと考えられる。

このような人民元為替レートの動きは、日米欧と中国の金利の動きによって生じたという考え方もあろう。しかし、2021 年から 2022 年春ごろまでの人民元高局面は、日米欧で事実上のゼロ金利が続く中で中国の金利は低下を続けており、金利動向では説明できない。その後、米欧の利上げ局面で人民元安が生じ、2024 年に米欧が利下げに転じる以前に人民元の動きは横ばいになった。仮に金利動向が為替レートに影響を与えたとしても、そのような為替レートの動きを中国政府が容認した結果と見るべきである。

4. 今後の見通し

2024 年 12 月 11～12 日に 2025 年の経済政策を検討する中央経済工作会议が開催された。今回の会議では、中国経済が直面している主要な課題は国内需要の不足であると指摘し、より積極的で効果のあるマクロ経済政策を実施する方針が示された。財政政策では、財政赤字の GDP 比率を引き上げる指針が定められ、金融政策では「適度に緩和的な金融政策」を実施する方針が示された。この表現は、世界金融危機への対応として金融緩和政策に移行した 2008 年 9 月以降 2011 年第 1 四半期まで使われていたが、それ以来となるレベルの金融緩和政策を実施する方針を示している。人民元為替レートについては、金融政策の内容の中で、従来通り「合理的均衡水準における基本的安定を保持する」との方針が示されている。

景気刺激的なマクロ経済政策が今後実施される方針であることを考えると、人民元為替レートも輸出促進を狙って、バスケット通貨に対して人民元安方向にコントロールされるかもしれない。一方、今回の会議では、2025 年の重点任務として第 1 に消費と投資の活性化による内需の拡大が挙げられている。外需は安定させるという表現になっており、不確実性の高い外需に大きく依存することは考えられていないようである。そうであれば、人民元為替レートを現状のままバスケット通貨に対して横ばい圏内の動きとする可能性もあろう。しばらく推移を見守ることが必要と思われる。

(執筆者連絡先)

帝京大学 経済学部

露口洋介

E-mail: yosuke.tsuyuguchi@main.teikyo-u.ac.jp

特集

変容するベトナムと中国の貿易構造—産業間特化から産業内特化へ—(後編)

専修大学
商学部
教授 池部亮

ベトナム貿易の対中依存度

これまでみてきたように、越中貿易の絶対額は1990年代初頭から現在まで大幅に拡大した。また、当初は産業間特化の貿易構造だったものが、産業内特化へと変化したこともわかった。しかしながら、巨大な市場と生産力を持つ中国との貿易額は、ベトナム以外の他の国・地域との間でも急拡大しているはずである。ここではベトナムにとって、第1位の貿易相手国となる中国を相対的にみるとどのようなになるか、ベトナムだけが中国との貿易を緊密化させたのかなど、ベトナム貿易の対中依存度と結合度を考察する。

図表3は、ベトナムの対中貿易を生産別特徴ごとにみた対中依存度の変化である。ここで示す依存度とは、ベトナムの世界貿易額に占める対中貿易額の割合である。ベトナムの対中輸出依存度は1997年の3.9%から上昇を続け、2022年には14.5%となった。一方、対中輸入依存度は輸出依存度より急激に上昇しており、1997年の3.1%から2022年には36.1%と高い水準になった。これによって、2022年のベトナム貿易における対中依存度は輸出入合計で23.4%となり、中国はベトナム最大の貿易相手国となっている。

2022年におけるベトナムの対中輸出依存度の内訳をみると、最も大きい項目は26.0%を占める一次産品であり、隣接する巨大市場である中国は、ベトナムの一次産品の主要な輸出先としてやはり大きな存在である。また、対中輸出依存度では中間財が部品と加工品ともに2017年が最大値となり、最終財（資本財）が2022年に急拡大したことが特徴といえる。対中輸入依存度は1997年以降、一次産品を除く全ての項目が上昇しており、特に資本財と部品の輸入依存度が高いことがわかる。RIETI-TIDで確認すると、2022年のベトナムの対世界輸出額は2017年比で約1.8倍に増加したものの、輸出財の構成比は、資本財が28.1%から31.8%へとわずかに上昇したが、そのほかには大きな変化はみられない。すなわち、この5年間でベトナムの対中貿易依存度は、資本財の輸出依存度が急増し、資本財、部品、加工品の輸入依存度が上昇するという変化をみせた。現在、テレビ受像機やコンピュータといった一部の情報通信技術（ICT）関連機器で、ベトナムは資本財の対中供給国となっているものの、対世界輸出拡大を支えるためには、中国からの資本財、部品、加工品の大規模な輸入に依存せざるを得ない状況である。

【図表3 ベトナムの対中貿易依存度】

輸出依存度		単位：%			
		1997	2007	2017	2022
合計		3.9	6.2	12.1	14.5
最終財	資本財	0.9	8.5	7.6	20.1
	消費財	0.4	2.0	6.5	6.8
中間財	部品	1.2	3.9	22.1	15.1
	加工品	9.2	8.6	21.9	17.6
一次産品		10.9	13.9	24.5	26.0

輸入依存度		単位：%			
		1997	2007	2017	2022
合計		3.1	19.9	25.6	36.1
最終財	資本財	1.6	26.5	33.5	57.7
	消費財	3.5	17.1	18.3	28.7
中間財	部品	1.9	16.4	21.7	40.4
	加工品	3.3	19.5	29.9	37.9
一次産品		4.4	9.6	4.3	2.6

(資料) RIETI-TID

(注) ベトナムのデータが取得可能な1997年以降を10年刻みで表記し、最新データの2022年も付記した。

ベトナムの対中貿易結合度

貿易結合度は、ベトナムの中国に対する貿易依存度が、世界の国々の対中貿易依存度と比べ、高いのか低いのかをみるための指標である。世界の対中貿易依存度と同等であれば1.0となり、ベトナムの依存度が世界平均よりも小さいのであれば1.0を下回る。そして、ベトナムの対中貿易依存度が世界の対中貿易依存度よりも2倍高いのであれば結合度は2.0となる。図表4はベトナムの対中貿易結合度を示しており、計算方法は次のとおりである。

$$\text{ベトナムの対中輸出結合度} = \frac{\text{ベトナムの対中輸出依存度}}{\text{世界輸入総額に占める中国の輸入シェア}}$$

$$\text{ベトナムの対中輸入結合度} = \frac{\text{ベトナムの対中輸入依存度}}{\text{世界輸出総額に占める中国の輸出シェア}}$$

図表4で1997年から2022年までのベトナムの対中輸出結合度をみると、1.0から1.7の間で推移しており、2022年は1.4となっている。一方、輸入結合度は1.3から3.6の間で推移し、2022年には3.6と高い水準を示した。2022年時点で、ベトナムは世界平均と比べ、対中輸出では1.4倍緊密であるのに対し、輸入では3.6倍も緊密であることが示された。輸出財の属性別の結合度をみると、1997年には一次産品が3.9と高い結合度を示したが、2017年、2022年に1.1と世界平均と同水準の緊密さにまで低下した。つまり、ベトナムは2022年、一次産品輸出で26%（図表3）を中国に依存するも、世界平均と変わらない緊密さであることがわかった。このほか、輸出結合度では2022年に資本財が2.9と高い水準となった。この背景は『変容するベトナムと中国の貿易構造—産業間特化から産業内特化へ—前編』（MUFG BK 中国月報2024年11月号）にて既述のとおり、フラットパネルディスプレイ（FPD）やコンピュータといった新たな資本財輸出が始まったことで、ベトナムの対中資本財輸出は世界平均と比べ3倍弱の水準で緊密であることが示された。

さて、次に2022年の輸入結合度をみると、ベトナムは一次産品以外で4.0を上回る高い結合度を示し、中でも資本財が8.3、部品が5.0と際立って高いことがわかった。前編にて既述のとおり、工業化を進めたベトナムが世界向け輸出生産拠点として規模を拡大しており、かつ米中対立による生産立地の分散や移管を受け、輸出拠点の集積が進んだ。結果的に、ベトナムが中国の最終財生産を一部代替する役割を持ち始めたことで、生産設備や部品の対中輸入結合度が急上昇したと考えられる。

【図表4 ベトナムの対中貿易結合度の変化】

輸出結合度

		1997	2007	2017	2022
合計		1.7	1.0	1.2	1.4
最終財	資本財	0.3	1.3	1.0	2.9
	消費財	0.9	1.7	1.6	1.2
中間財	部品	0.5	0.4	1.9	1.9
	加工品	2.6	1.4	2.4	1.9
一次産品		3.9	1.3	1.1	1.1

輸入結合度

		1997	2007	2017	2022
合計		1.3	3.1	2.6	3.6
最終財	資本財	0.6	3.9	4.6	8.3
	消費財	8.2	14.5	4.4	5.2
中間財	部品	0.8	1.7	1.8	5.0
	加工品	0.9	3.1	3.3	4.2
一次産品		1.6	0.9	0.2	0.1

(資料) RIETI-TID より作成。 <https://www.rieti.go.jp/projects/rieti-tid/> Referenced on 18 Jul. 2024.

(注) ベトナムのデータが取得可能な1997年以降を10年刻みで表記し、最新データの2022年も付記した。

貿易品目の変化

(内需けん引の時代)

図表5はベトナムと中国の主要貿易品目とシェアの変化を示す。ここでは越中間貿易を中国の対ベトナム貿易のデータから確認していく⁶。前編の図表2でみたとおり、1997年の中国の対ベトナム輸出(ベトナムの対中輸入)では73%を加工品が、15%を消費財が占めていた。図表5によると、加工品は石油製品、鉄鋼、セメントなどであり、消費財は衣類などであったことがわかる。中国の対ベトナム輸入では、テレビの撮像管が含まれるが、これはハノイ市傘下の国営企業、Hanelと韓国のオリオンの合弁会社が当時製造していたブラウン管である(Marukawa [2006])。この品目を除くと、糸などの加工品のほかは原油や天然ゴムなどの一次産品で、中でも原油が約7割を占めた。既述のとおり、1990年代は産業間特化の時代であり、工業基盤が脆弱なベトナムでは、最終財生産に必要なあらゆる工業原料に加え、衣類などの日用品(消費財)までも中国からの輸入に依存していたのである。一方、ベトナムから輸出できるものは少なく、輸送距離が近く経済規模が拡大を続ける中国の内需がけん引役となって、一次産品が主たる輸出品となった。実際、UN Comtradeを確認すると、1997年の越中間の貿易品目はHSコードの6桁分類によると、中国のベトナムへの輸出品目数は1,914品目であったのに対し、ベトナムからの輸入品目数はわずか345品目であった。

⁶ UN Comtradeのデータでは、ベトナムの貿易統計が1999年～2022年までの収蔵であり、より長い期間を検索可能な中国側からみたベトナム貿易を記載した(2024年7月27日閲覧)。

(外需けん引のはじまり)

図表5で2007年をみると、中国の対ベトナム輸入では資本財となる印刷機械⁷が上位品目に含まれているものの、引き続き、石炭、原油、キャッサバ芋などの一次産品が主要品目であった。中国の対ベトナム輸出では、資本財となる通信機器（携帯電話）と貨物自動車のほかは、鉄鋼、石油製品、繊維などの加工品が大部分を占めた。1997年と比較して、ベトナムから中国への資本財輸出が増えてきたものの、図表2でみたとおり、一次産品輸出が依然として約6割を占める産業間特化の特徴を色濃く残している。前編にて既述のとおり、この時期はベトナムの世界貿易機関（WTO）加盟が実現し、外需がけん引する貿易構造への転換期である。外国直接投資（FDI）企業の印刷機械の生産が始まり、主に最終財の輸出がこの時期から増勢していくのである。

(産業内特化の時代)

図表5で2017年をみると、中国の対ベトナム輸出では通信機器、集積回路、合金鋼といった資本財や部品、加工品が上位品目であり、対ベトナム輸入でも通信機器、集積回路、テレビの部品が主要品目となった。資本財と部品を相互に貿易する産業内特化の特徴が色濃くなっており、スマートフォンや集積回路、テレビの部品といったICT関連製品のグローバルサプライチェーン（GSC）の中で、越中両国が最終財や部品を相互補完する分業体制が構築されていることがわかる。

(再編の時代)

図表5で2023年の貿易品目をみると、越中間貿易はさらなる産業内特化を深化させている。通信機器と集積回路に加え、中国の対ベトナム輸入品目では24.1%を占めるフラットパネルディスプレイ（FPD）（有機ELパネル（自発光方式））が最大の品目となった。また、中国からの対ベトナム輸出ではFPD（液晶）が上位品目となった。これは米中対立といった地政学リスクなどからGSCの再編が進んでいることと無縁ではない。中国の最大手パネルメーカーである京東方科技集団（BOE）がベトナム南部に続き北部にも拡張投資を行うことを明らかにしており、韓国のLGグループ傘下のLGディスプレイも、ベトナムのハイフォンにおいて有機ELパネルの後工程を拡充するとしている⁸。さらに、韓国のサムスングループ傘下のサムスンディスプレイも、2027年までにベトナムを同社最大のパネル生産拠点にすることなどを発表している。報道などによると、各社の対ベトナム投資の大幅な拡充は、生産コスト、技術漏洩回避など総合的に判断した結果とされているが、高まる米中対立などの地政学リスクの回避として分散・移管が進められていると考えられる。

⁷ 2000年代初頭から日系のCanonがベトナム北部でインクジェット・プリンターの生産と輸出を開始しており、対中輸出が始まった。

⁸ Reuters, 11 Jan.2023 および Nikkei Asia, 12 Feb.2022 などの報道による。 <https://jp.reuters.com/article/boe-vietnam-displays-idJPL6N33W03C/> および <https://asia.nikkei.com/Business/Electronics/LG-Display-to-expand-OLED-production-in-Vietnam-with-750m>（いずれも2024年7月27日閲覧）。

【図表5 中国の対ベトナム貿易額と品目別シェアの変化】

中国の対ベトナム輸出

単位：%

1997		2007		2017		2023	
合計額(Mill.US\$)	1,080		11,895		71,617		137,607
石油製品	10.5	鉄鋼(FR, 幅大)	7.3	通信機器	10.9	集積回路	7.7
鉄鋼(半製品)	6.2	通信機器	4.9	集積回路	5.6	通信機器	5.8
セメント	3.1	石油製品	4.1	合金鋼(FR, 幅大)	2.8	FPD (液晶)	4.3
衣類(女性用)	2.8	鉄鋼(半製品)	3.7	編物	2.6	鉄鋼(FR, 幅大)	2.7
紡績糸(合成繊維)	2.7	化学肥料	2.4	液晶デバイス	1.6	蓄電池(リチウムイオン)	2.6
衣類(女性用, 編物)	2.5	鉄鋼(FR, 幅小)	2.1	織物(合成繊維)	1.6	織物(合成繊維)	1.7
衣類(男性用)	2.1	貨物自動車	2.0	衣類(女性用)	1.4	編物	1.7
ディーゼルエンジン	1.9	鉄鋼(棒鋼)	1.7	乾燥野菜	1.4	テレビの部品	1.4
カリ肥料	1.7	編物	1.5	鉄鋼(FR, 鍍金)	1.1	コンピュータ部品	1.3
織物(合成繊維)	1.6	綿織物	1.4	織物	1.0	整流器、変圧器等	1.2

中国の対ベトナム輸入

単位：%

1997		2007		2017		2023	
合計額(Mill.US\$)	357		3,226		50,375		92,136
原油	69.5	石炭	28.8	通信機器	19.1	FPD (有機EL)	24.1
パーム油	3.4	原油	7.9	集積回路	11.8	集積回路	16.4
天然ゴム	3.3	キャッサバ芋	5.6	テレビの部品	5.5	テレビの部品	9.4
キャッサバ芋	1.6	天然ゴム	5.1	綿糸	3.7	通信機器	3.7
テレビ撮像管	1.4	木材	4.0	イヤホン	3.4	コンピュータ	3.6
合成繊維の糸	1.4	印刷機械	3.2	液晶デバイス	2.8	コンピュータ部品	3.4
ラタン(籐)	1.1	木材(チップ状)	2.8	合成ゴム	2.5	生鮮果物(ドリアン等)	2.7
粗鋼	1.0	配合ゴム	2.7	コメ	2.0	合成ゴム	2.2
甘しや糖	1.0	でん粉	2.1	原油	2.0	綿糸	2.0
石油製品	0.9	鉄鉱	2.1	履物(スニーカー類)	1.7	木材(チップ状)	1.8

(資料) UN Comtrade

(注) HSコード4桁分類による上位10品目を掲載した。

(注) FRはFlat-Rolledの略、FPDはFlat Panel Displayの略。

対中貿易の課題と展望

米国の対中制裁関税は、いまだ撤廃されておらず、次期米国大統領が誰になるかによって、さらなる対中関税の引き上げも懸念されている。関税は原産地に基づき課税され、一般的に最終生産地が原産地となる。すなわち、対中制裁関税を回避するためには、GSCの最終製品の組み立て地(輸出地)を中国以外に移管する必要がある。

比較生産費で見るとベトナムの労働力は比較的安価であり、生産工程のうち組み立てや検査工程を多く要する後工程を、今後もベトナムに集積させる動きが続くと考えられる。最終製品の生産に必要な部品は、当初は中国など周辺国からの輸入に頼ることになるが、生産拡大と時間の経過によって中間財の生産もベトナムへと移管されるであろう。このような後方連関効果は、サムスン電子のスマートフォンの大規模生産がベトナムで始まってからおよそ15年がたち、この間にスマートフォンのモジュール生産企業の集積も進んだことが好例であろう。2022年のベトナムの通信機器関連部品の輸出額は260億ドルとなり、スマートフォン最終製品の輸出額333億ドルに迫る勢いで拡大してきている。

地政学リスクが高まるなかで中立を維持し続けると、GSCにおける最終製品生産拠点の立地がさらに多くベトナムで進む可能性がある。そして、モジュールや部品などの中間財生産も生産規模と時間の経過とともに拡張していくはずである。しかしながら、中間財の生産は一般的に設備と技術を集約した工程を多く含むことから、安定的な電力や労働市場、良好な輸送インフラ、透明性のある行政のほか、政治、経済、外交の安定性も求められる。そして、中間財生産に必要な周辺産業の厚みと質的向上が欠かせない。中間財生産のための周辺産業とは、例えば、多種多様な材料とそれを加工できる企業のことである。例としては、金型、鋳物、塗装、鍍金（メッキ）、金属の焼入れといった加工業の重層的な存在が必要となろう。こうした加工業の多くが中小規模の企業であることから、中小企業の育成支援が外資誘致政策と同様に重要な政策課題となるであろう。

参考文献

- James E. Anderson (1979) A Theoretical Foundation for the Gravity Equation. *The American Economic Review*, Vol.69, No.1, 106-116
- Marukawa Tomoo [2006] 「ベトナムのテレビ製造業と TCL の挑戦」 No.549, *Academic Research Repository at the Institute of Developing Economies『中国・ASEAN 経済関係の新展開：相互投資と FTA の時代へ』* Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO)
- Dr.Nguyen Hoang Tien, Nguyen Thanh Hung, Nguyen Thanh Vu, Dr.Bui Xuan Bien (2020) Risks of Vietnamese enterprises in trade relations with China, *International Journal of Research in Finance and Management* 2020; Vol.3 (1) : 01-06
- Ning Zhang [2012] Research on Trading Relations between China and Vietnam, *Journal of Engineering (JOE)* Vol.1, No.2, 2012, World Science Publisher, United States.

統計・データベース

- 国家統計総局（中国）『中国統計年鑑』（各年版）
<https://www.stats.gov.cn/sj/ndsj/> (17 Jul.2024)
- General Statistics Office of Vietnam (GSO)
<https://www.gso.gov.vn/en/homepage> (19 Jul. 2024)
- IMF, “Direction of Trade Statistics (DOTS)”
<https://data.imf.org/?sk=9d6028d4-f14a-464c-a2f2-59b2cd424b85> (8 Jul. 2024)
- IMF, “World Economic Outlook (WEO) Data: April 2024 Edition”
<https://www.imf.org/en/Publications/WEO/weo-database/2024/April> (19 Jul.2024)
- RIETI-TID2022
<https://www.rieti.go.jp/jp/projects/rieti-tid/> (17 Jul. 2024)
- UN Comtrade
<https://comtradeplus.un.org/TradeFlow?Frequency=A&Flows=X&CommodityCodes=TOTAL&Partners=0&Reporters=all&period=2022&AggregateBy=none&BreakdownMode=plus> (27 Jul. 2024)

「本稿は令和6年度専修大学長期在外研究員活動の研究成果として書かれたものである」

※図表と脚注の番号は、『変容するベトナムと中国の貿易構造—産業間特化から産業内特化へ—（前編）』（MUFG BK 中国月報 2024年11月号）の続きとなっています。本稿の前編は、以下のURLにてご覧いただけます。

<https://www.bk.mufg.jp/report/inschimonth/124110101.pdf>

(執筆者連絡先)
専修大学 商学部
教授 池部亮
E-mail: ikebe@isc.senshu-u.ac.jp

経済

2025年の経済運営方針

三菱UFJリサーチ&コンサルティング
調査部
副主任研究員 丸山健太

中央経済工作会議が開催

2024年12月11、12日に、中国共産党と政府は中央経済工作会議を開催した。同会議では、党指導部が2024年の経済情勢を分析し、経済運営を総括するとともに、2025年の経済運営方針を示した。

政府は2024年の中国経済情勢と経済運営に楽観的な評価

中央経済工作会議で政府は、現在の中国経済は基盤が安定していることなどから、一時的には減速しても、長期的には成長の条件を備えているとした。一方、景気下押し要因やリスクも多く、主な問題として、内需の不足や一部企業の経営難、雇用・所得情勢の悪化を挙げた。

2024年の経済運営については、内外の厳しい環境に直面しながらも、総じて安定を維持し、発展があったと総括した。特に、同年9月26日の党政治局会議で打ち出した一連の経済対策は、マインド面の改善をもたらし、景気の明確な回復につながったと評価した。

このような政府の景気認識は楽観的といえる。確かに、年後半にかけて、景気動向を敏感に反映する購買担当者景気指数（PMI）が上向くなど明るい動きもみられた。しかし、不動産関連指標は底這いが続き、不動産不況に出口は見えない。2024年の実質国内総生産（GDP）成長率も、当社は2024年12月末時点で4.7%での着地を見込んでおり、年の初めに政府が掲げた成長率目標「5%前後」を辛うじて達成する程度の低い伸びにとどまったとみられる。2024年の中国経済を客観的に振り返ると、景気は減速が続いたとまとめられる。

2024年9月の党政治局会議で打ち出した一連の経済対策の効果に関しても、過大な自己評価がみられる。政府は同会議で、超長期国債などを活用した公共投資の拡充や、住宅購入制限の緩和といった不動産不況対策の強化などを打ち出した。これを受けて、中国の代表的な株価指数である上海総合指数が一時急上昇するなど、政策効果への期待が高まったが、その後、政府は効果的な具体策を示せず、10月中旬までに株価は下落した。2024年末現在、マクロ経済統計から政策効果はみて取れない。

もっとも、主な景気下押し要因として内需の不足を強調した点は、従来の政策姿勢からの変化であり、評価できる。これまで中国の経済対策は、経営難の企業への資金繰り支援や国有銀行への公的資金投入など「守り」を重視した政策や、「中国製造 2025」に代表される産業政策など、供給側を拡充させる政策が中心だった。2024年3月に耐久消費財の買い替え促進策が打ち出されるなど、需要喚起策は実施されているものの、規模は限定的で、足元まで内需不足の解消には至っていない。

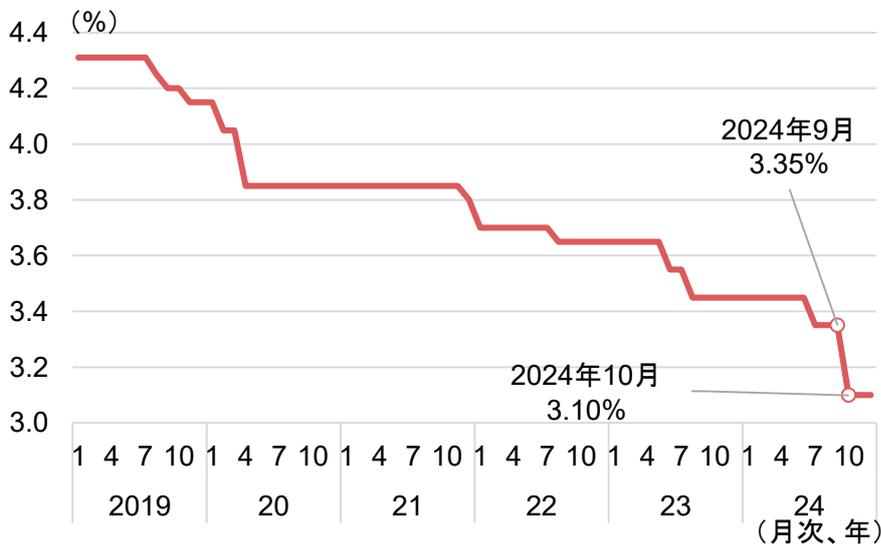
足元では、需要の弱さから物価は下落し、デフレスパイラル入りが懸念される。こうした状況を脱するためにも需要の底上げは急務となる。

2025年の経済運営方針は「より積極的」な財政政策と「適度に緩和的」な金融政策

こうした中、2025年の経済運営方針では、財政・金融政策を拡充する方針が示された。財政政策は、前年までの「積極的」から「より積極的」に表現を強め、財政赤字の対GDP比を2024年の3%から引き上げるほか、超長期国債やインフラ目的債の発行額を増やす方針を掲げた。特に、財政赤字対GDP比の目標について、中国政府はこれまで抑制的な財政運営への意識が強く、コロナ禍への対応のため巨額の財政支出を強いられた2020~2023年を除き、3%以内に抑えてきた。一部では、2025年の全国人民代表大会（全人代）で正式に示される同目標は4%に設定されるとの観測もある。これまでの慣例を破る方針を示したことから、財政健全化を多少犠牲にしても景気浮揚を目指す政府の姿勢がうかがえる。

金融政策は、2024年までの「穏健」から「適度に緩和的」になった。2010年から続けてきた「穏健」との表現を14年ぶりに変え、政府は金融緩和を一段と進める姿勢を明確に示した。もともと、2024年9月末に預金準備率を引き下げたほか、10月には事実上の政策金利である最優遇貸出金利（ローンプライムレート、LPR）1年物を過去最大幅である0.25ポイント引き下げるなど（図表1）、政府はすでに金融緩和ペースを速めている。今回の表現変更は、2024年のこうした動きを追認するものといえ、2025年に入り一段と金融緩和姿勢を強めるかどうかは不透明である。

【図表1 LPR 1年物】



(出所) 全国銀行間資金調達センターより三菱UFJリサーチ&コンサルティング（MURC）作成

消費をはじめとした内需拡大が最優先課題

政府が取り組む重点政策として、2025年は2024年と同様、9つの方針が掲げられた(図表2)。それぞれの項目は2024年と概ね同じだが、優先順位が変更された点が注目される。2024年の重点政策の筆頭は、科学技術・イノベーションなどの「新しい質の生産力」に関する方針だったが、2025年は、消費をはじめとした内需の拡大が第一に掲げられた。2024年の景気下押し要因として内需不足が挙げられたことに対応するものであり、デフレ圧力が強まる中、需要の底上げに重点が置かれた。

中央経済工作会議では、消費促進のために、低・中所得者層の所得を引き上げ、購買力や消費意欲を高めるほか、2024年に始めた耐久消費財の買い替え促進策を強化するなどの策を示した。また、投資拡大のため、都市の再開発などを掲げた。いずれも、抜本的な具体策はまだ示されておらず、2025年3月5日に開会する全人代までに政策の全体像が徐々に明らかになるとみられる。

【図表2 中央経済工作会議で示された2025年の重点政策】

9つの重点政策
① 消費刺激と投資効率向上による 国内需要の拡大
② 科学技術・イノベーションによる新しい質の生産力の発展
③ 経済体制改革の推進と実行
④ 高水準の対外開放と安定的な貿易・外資誘致
⑤ 重要分野リスク防止と安定の維持
⑥ 都市化と農村振興の推進と都市-農村の融合的発展
⑦ 地域戦略強化による発展活力の向上
⑧ 低炭素化など経済社会の環境対応の推進
⑨ 民生改善による人々の幸福感の向上

(出所) 新華社報道より MURC 作成

2025年は、ドナルド・トランプ氏が米国大統領に再度就任する。同氏が公約としている対中関税の大幅な引き上げが実行に移されれば、米国を最大の輸出相手国としている中国は、輸出に景気回復の牽引役を期待することが難しくなる。それでも、今のところ、中国政府は2025年の実質GDP成長率の目標を前年と同様に「5%前後」とする可能性が高い。不動産不況に苦しむ中国経済にとって、「5%前後」の成長率目標の達成は高いハードルとなる。

外需に頼れない以上、中国経済が高い成長率を維持するためには、消費をはじめとした内需の拡大が欠かせない。現在、中国ではデフレ圧力が高まり、デフレスパイラルに陥りかけているが、そこから脱するには政府による大胆な政策支援が必要となる。2025年は、政府が「より積極的」な財政政策と「適度に緩和的」な金融政策をうまく運営しながら、内需の拡大を実現できるかが、中国経済の動向を左右する。

(執筆者連絡先)
 三菱UFJリサーチ&コンサルティング
 E-mail: k.maruyama@murc.jp ホームページ: <https://www.murc.jp>

税務・会計

中国籍従業員の越境派遣に係る個人所得税の動向及び留意点

KPMG 中国

日系企業サービス

税務パートナー 徐潔 (Xu Jie)

グローバル化の波において、国境を越えた人材派遣は企業の国際化戦略の重要な構成要素となっている。海外で働く人材に対するニーズや文化、言語の面において現地チームによりよく溶け込めることを勘案し、日系企業が中国市場を開拓する際、中国籍従業員を駐在の形で中国国内に派遣するケースが増加している。また、グローバルな視点を持つ人材を育成し、海外プロジェクトを効果的に推進するために、中国の現地法人が従業員を国外に派遣するケースも一般的になっている。

一方、中国の税務管理は、全地域における電子税務申告システムのアップグレード、情報収集とデータ整理などのプロセスの高度化により、その効率性を大幅に向上させている。これは同時に、税務機関がリスクスクリーニング情報を詳細に把握しており、発生し得る税務指導や税務調査がより的確に行われることも意味している。

中国本土企業の「海外進出」ブームに伴い、中国籍従業員の越境移動もますます頻繁となり、それに伴う税務管理の重要性も高まっている。財政部と国家税務総局が2020年に公布した「国外所得に係る個人所得税政策に関する公告(2020年3号公告)」及び過去2年間の個人所得税申告管理上の新たな規定要件により、企業と個人は国外所得に係る税務コンプライアンスにおいて新たな課題に直面している。

本稿では、主に現行の個人所得税に係る法規定及び申告実務上の要点を踏まえ、中国籍従業員の国外から中国国内への派遣、及び中国国内から国外への派遣という2つの観点から、最近の動向を紹介し、企業と個人がそれぞれ留意すべきリスク事項について提示する。

1. 中国国内に派遣される中国籍駐在員のグローバル所得申告義務、優遇政策適用に関する検討

個人所得税法及びその実施条例によると、中国国内に住所を有する居住者個人とは、以下の事項により中華人民共和国国内に常時居住している個人を指す。

- (1) 戸籍
- (2) 家族関係
- (3) 経済的利益

中国のパスポート又は戸口(戸籍)を保有する個人は通常、中華人民共和国国内に常時居住している個人とみなされる。中国国内に住所を有する居住者個人が中国国内と国外から受け取った所得、すなわちグローバル所得については、中国国内で個人所得税を申告・納付する必要がある。

国税発 [2010] 75号では、海外に居住する華僑、及び香港・マカオ・台湾に居住している場合を含め、中国国籍を保有しているものの中国国外に常時居住している中国国民は、中国に常時居住している住所を有する個人には該当しないことを明確に規定している。

国税発 [2009] 121号によると、華僑とは中国国外に定住する中国国民である。具体的には以下の2つが規定されている。

1. 「定住」とは、中国国民が居住国の長期滞在権又は永住権を取得し、かつ居住国に2年連続で居留しており、2年間の累計居留期間が18カ月以上であることを指す。
2. 居住国の長期滞在権又は永住権を取得していないものの、居住国で連続して5年以上の合法的な居留資格を取得しており、5年間の居住国での累計居留期間が30カ月以上である中国国民は、華僑とみなされる。

なお、海外留学（公費又は私費も含む）による海外学習期間、又は公務で出国する（海外駐在労働者を含む）海外勤務期間は、華僑とみなされない。

上記の条件を満たす華僑は、国外勤務で受け取った源泉所得について中国国内で申告する必要はない。ただし、華僑個人が中国に戻って駐在する場合、中国国内の源泉所得のみを申告して納税すればよいのか、又は、中国に住所を有する個人として、そのグローバル所得について中国で申告納税すべきなのかについては、上述の戸籍、家族関係、経済的利益を踏まえた上で総合的に判断する必要がある。例えば、将来の一定期間において、当該華僑の家族を構成する主なメンバーが国外に居住し、かつ本人の主な経済的利益も国外源泉のものである場合は、戸籍を保有していても、短期的には華僑とみなされ、中国国内源泉所得のみの申告・納税でよいと考えられる。

中国国内に住所を有しない帰国華僑について、国外所得申告義務の有無を判断する際、中国国内での累計居住年数及び「6年ルール」の条件を満たしているかどうかも考慮する必要がある。「6年ルール」とは、住所を有しない個人（無住所個人）の6年間における国外源泉所得に係る、個人所得税課税の免除政策をいう。1納税年度が6年ルールに該当するかどうかを判定する際には、当該個人が過去6年間において、毎年の累計居住日数が183日以上であり、かつ、1年のうち連続して30日を超える出国記録がないことをさかのぼって確認する。この2つの条件を同時に満たし、かつ当該納税年度の累計居住日数も183日以上である場合、当該個人は当年度に取得した国外源泉所得について、中国国内で納税しなければならない。なお、6年ルールの適用年度は2019年1月1日よりカウントされる。

この他、たとえ華僑でも税法上の外国籍個人ではないことに留意が必要である。中国の個人所得税法の関連条例によると、外国籍個人が現金以外の形又は実費精算の形で取得した合理的な手当（例えば、住宅手当、食事手当、クリーニング代、転居所得、国内外の出張旅費、一時帰国費用、語学研修費、子どもの教育費など）は免税優遇の対象となるが、帰国華僑には適用されない。一方で、当該個人が中国税収居住者の要件を満たした年度には、実際の状況に応じて、子どもの教育費、継続教育費、大病における医療費、住宅ローン利息、住宅家賃、高齢者扶養、3歳以下の乳幼児養育費といった、7つの特別追加控除の適用を受けることができる。

近年、企業が駐在員のために月次免税所得を申告する際、中国のパスポート番号や本人確認証明書番号を使用して申告する駐在員に対して、「当該駐在員が中国籍従業員であるため、該当する申告条件を満たしていない」とシステムより通知されることがある。また、2023年から2024年において、一部の税務局は、中国のパスポートを保有している駐在員が取得した給与賃金、福利厚生に係る個人所得税の処理について調査し、上述の手当について不当な免税申告をしたとして追徴課税を行った。また、一部の地域の税務機関では、帰国した中国籍駐在員に対し、そのグローバル所得について今後は中国で個人所得税を申告・納付するように要求したケースもある。国際的な租税回避防止調査の連携の継続的な高度化に伴い、駐在員の越境派遣における個人所得税申告コンプライアンスが特に重要となっている。

2. 国外に派遣される中国籍個人の国外所得申告及び外税控除

上述のとおり、近年、日系企業及び現地法人を含む中国企業は、国外に中国籍の従業員を頻繁に派遣するようになっている。その際、主に派遣先の所在国と居住国（中国）の二国間租税条約の適用が問題となる。特に、個人の給与所得の国内・国外の区分や、関連個人所得税の中国国内における申告及び控除などに関連して、中国籍海外駐在員の個人所得税が争点となっている。以下では留意すべきポイントを、短期派遣及び長期派遣の2つの形態別に紹介する。

▶ 短期派遣

主に中国国外のプロジェクトの人材需要に基づくものであり、短期派遣従業員は国外で勤務し（通常6カ月未満）、従業員の給与は国内企業、事業体、その他組織（以下「派遣元」）の法人が支払い、かつ負担する。2020年3号公告の関連規定によると、居住者個人が派遣元より国外に派遣される際、その給与所得又は役務報酬所得を、派遣元又はその他国内事業体が支払う（又は負担する）場合は、派遣元又はその他国内事業体が、個人所得税法及びその実施条例に従って税金の源泉徴収を行う。

この状況において、中国と租税条約を締結した国に派遣する場合、一定の要件を満たせば現地で個人所得税を免除できる。実務上は、駐在員の国外における実際の滞留日数、国外の派遣先から支給された（支払われた）一部の給与又は福利の有無などに留意しなければならない。

▶ 長期派遣

就労ビザなどの理由により、海外駐在員は国外会社と雇用契約を別途締結する。この場合、海外駐在員の給与を通常は国外会社が支払い、あるいは中国現地会社と国外会社が共同で支払う（又は負担する）。

2020年3号公告の要件に基づき、派遣元により国外に派遣される際、取得する給与所得又は役務報酬所得を国外事業体が支払う（又は負担する）場合は、その国外事業体が中国側の機関（すなわち、中国国内企業、公的機関、その他経済組織及び国家機関に属する国外拠点、子会社、駐在事務所など）であれば、その中国側の機関が税金の源泉徴収を行い、かつ主管税務機関への申告・納税を派遣元に委託することができる。

中国側の機関が税金の源泉徴収を行っていない、又は国外事業体が中国側の機関でない場合は、派

遣元は所得が発生した年度の翌年2月末までに、その主管税務機関に海外駐在員の状況を報告しなければならない。具体的には、海外駐在員の氏名、本人確認証明書の種類及び番号、職務、派遣される国・地域、国外勤務先の名称及び住所、派遣期間、国内外での所得及び納税状況などが含まれる。

このため、国外会社の長期駐在員に対して、一般的には国外で雇用する中国側の機関が現地で個人所得税の源泉徴収を行い、かつ派遣元が所得の取得年度の翌年3月1日から6月30日までの期間に確定申告・納税を行う。海外駐在員個人が国外事業体から受け取った給与は、課税額から国外に納付した個人所得税額を控除することが認められるものの、控除額が中国税法に従って計算した当該納税者の国外所得の課税額を超えてはならない。また、海外駐在員は通常、派遣元との雇用契約が維持され、労働関係及び関連待遇が継続することを求めるとともに、社会保険料の納付が中断されないことを望む。そのため、海外駐在期間でも、中国国内における各種の社会保険料は引き続き派遣元が納付する。

報酬及び福利厚生を取り決めるについて、実務上は、国外個人所得税の高い税負担、又は国外社会保険料などによる従業員の手取りに対する影響を検討する必要がある。一部の派遣元はハイポ・タックス (hypothetical tax) などを適用し、従業員の所得に一定の手当を追加している。例えば、駐在員個人は給与の中国国内における個人所得税額のみを負担し、派遣される国・地域で生じた納税義務の増加分などは派遣元が負担する。

居住者個人が国外に派遣される場合の「駐在員の個人所得税事項報告表」(「駐在員報告表」)は、2023年度の申告実務要件に基づき、2024年2月末までに提出しなければならない。2022年度より「国内外の総所得」、「国内で個人所得税の源泉徴収を行った所得」及び「国外での納税状況」の3つの情報が追加され、いずれも記入が必須の項目となっている。税務機関が海外駐在員の国外所得の中国における申告に対する監督管理を強化していることは明らかである。

実際に、派遣元が海外駐在員の中国での納税義務と申告要件を十分理解しておらず、派遣前に給与待遇を取り決める際、当該影響を誤って判断し、その後、海外駐在員に一定の損失をもたらしたケースもあった。

総じて、長期派遣における報酬福利制度及び個人所得税の申告及び控除制度は、短期派遣に比べてより複雑である。派遣元は関連派遣契約を作成する際、上述の法規定の要件及び派遣従業員の希望を踏まえ、報酬、福利及び支給制度を明確にして、双方の責任・義務を区分しなければならない。海外駐在期間中は、国外所得の支給状況及び個人所得税の源泉徴収状況をフォローアップし、完納証明書その他の裏付け書類を適時入手する必要がある。

また、納税年度終了後の個人所得税確定申告期間には、関連駐在員個人の税金申告及び納付を必要に応じて手配することが求められる。海外駐在員が税金を追納する必要がある場合は、駐在員個人に対し政策の説明及び税金の確認を適時に行い、不必要な罰金や延滞金を回避するために、駐在員個人に適時な支払いを催促しなければならない。

まとめ

上述のとおり、中国籍従業員の越境派遣について、国外から国内へ／国内から国外へのいずれにかかわらず、派遣の手配は複雑である。多くの税法や法規定が関連し、かつ規定及び実務処理が状況に応じて異なる可能性もある。近年、実務が急速に変化しており、特に複数地域の税務機関が関与している場合は、税務リスクの高まりが顕著となる傾向にある。

そのため、企業が駐在員の種類、報酬福利制度及び個人所得税の管理を強化し、駐在員に関連する報酬福利制度を策定・改善しなければならない。それとともに、長期間リスクスクリーニングを受けていない駐在員の税務ヘルスチェックなども必要である。これにより、個人所得税処理でよく発生するミス、又は新規派遣モデルによる潜在的な個人所得税の税務リスクの洗い出しが可能になる。これらに対してリスクポイントを識別・認識し、最新の法規定及び実務上のポイントを踏まえ、具体的な対応策を策定することが望まれる。また、駐在員に関する政策の研修や普及のために十分な準備を行い、駐在員の中国国内外における個人所得税のコンプライアンスを向上させることを提案する。

(執筆者連絡先)

KPMG 中国 日系企業サービス

税務パートナー

徐潔 (Xu Jie)

中国上海市静安区南京西路 1266 号 恒隆広場ビル 2 25 階

Tel: +86-21-2212-3678 E-mail: jie.xu@kpmg.com

法務

中国の定年延期政策と使用者に対するその影響

金杜法律事務所 (King & Wood Mallesons)

パートナー弁護士

中国政法大学大学院 特任教授

劉新宇 (Liu Xinyu)

I はじめに

近年、高齢化の傾向が顕著な中国において、人口をめぐる新たな情勢に適応し、人的資源を十分に開発・利用するため、全国人民代表大会常務委員会が2024年9月13日、「法定定年年齢の段階的な引き上げの実施に関する決定」(以下「決定」)を採決した。この「決定」と同時に「法定定年年齢の段階的な引き上げに関する国務院の弁法」(以下「弁法」)と4件の別紙も公布されたが、そのいずれも2025年1月1日から施行され、中国の定年延期政策が正式に示されることとなった。これに続き、2024年12月31日には人力資源社会保障部などの政府部門が共同して「柔軟な定年制度の実施に関する暫定弁法」(以下「暫定弁法」)を公布した。定年延期の実施に関する詳細をさらに明確にするもので、これも2025年1月1日から施行された。

本稿においては、中国の定年延期政策とこれをめぐる実務上考えられる問題点について概説するとともに、在中日系企業を含む使用者に対するその影響を検討し、助言を行うものとした。

II 定年延期政策の要点

(1) 法定定年年齢の引き上げ

定年延期政策の施行前において、国の法令で定める従業員の定年年齢は、「国の規定に違反する企業従業員早期定年の問題の防止及び是正に関する通知」などにより、男性従業員が60歳、女性幹部が55歳、女性労働者(中国語:「工人」)が50歳と定められていた。これに関し、「弁法」第1条は、「2025年1月1日から、男性従業員及び法定定年年齢が55歳とされていた女性従業員については、その法定定年年齢を4カ月ごとに1カ月延期して、それぞれ63歳及び58歳まで段階的に引き上げる。また、法定定年年齢が50歳とされていた女性従業員については、その法定定年年齢を2カ月ごとに1カ月延期して、55歳まで段階的に引き上げる」と定めた。この規定と「弁法」の別紙により、男性従業員・女性幹部・女性労働者の法定定年年齢は、2025年1月1日から15年(2025~2039年)の移行期間を設けて、それぞれ従来の60歳・55歳・50歳から63歳・58歳・55歳へと調整されることとなった。

(2) 柔軟な早期定年と定年延期

「弁法」第3条によると、基本養老保険の最低納付年数（以下「最低納付年数」）に達した従業員は、2025年から、自らの意思に基づく早期定年又は使用者との合意に基づく定年延期を選択することができる。ただし、早期定年と定年延期の期間はいずれも3年を超えてはならず、早期定年の場合にも従来の法定定年年齢に満たない定年年齢にすることはできないほか、使用者は、従業員の意思に反した退職年齢選択の違法な強制又は実質的な強制をしてはならない。

(3) 2030年以降における基本養老保険最低納付年数の段階的な引き上げ

「中華人民共和国社会保険法」第16条によると、法定定年年齢に達した労働者は、基本養老保険の累計納付年数が15年に達した場合に限り、基本養老金を受給することができる。これに関し、「弁法」第2条は、5年間の移行期間を設けて最低納付年数の引き上げを行うものとした。すなわち、2029年12月31日までは15年を維持する一方、2030年1月1日からは、最低納付年数を毎年6カ月ずつ段階的に引き上げ、最終的には、2039年に20年まで引き上げられる。

(4) 再雇用労働者に対する保障の明確化

「弁法」第6条第1項に基づき、法定定年年齢を超える労働者（以下「再雇用労働者」）を採用する使用者は、労働報酬、休憩、休暇、労働安全衛生、労災保障（日本語では労災補償）などに関する基本的な権利・利益を保障しなければならない。「弁法」の制定前においては、実務上、一般に再雇用労働者と使用者との法律関係は労働関係ではなく、労務関係とされていた。そのため、法定有給休暇、労災保障などの待遇を受けられない再雇用労働者が多数見受けられた。「弁法」において、これら再雇用労働者の基本的な労働上の権利・利益が明確化されたことにより、その侵害を受けた再雇用労働者は、救済を求めることができる。しかし、使用者と再雇用労働者との関係は労働・労務のいずれなのか、養老保険待遇を享受している者も再雇用労働者に含まれるのかといった問題は、「弁法」においても依然として明らかにされていない。

Ⅲ 女性従業員の地位と定年年齢の問題

以上のように、これまでの法令では、「幹部」と「労働者」の区分によって女性従業員に異なる定年年齢が定められていた。これが「国有企業内部の人事、労働及び分配に係る制度改革の深化に関する国家経済貿易委員会、人事部及び労働社会保障部の意見」などの関連法令によって、「幹部」と「労働者」という伝統的な区分による管理から、職位による管理へと改められた。これにより、女性従業員はその職位によって、女性労働者であれば非管理職、女性幹部であれば管理職と区分される。

しかし、これらの職位の定義又は区分を明確化する規定が定められていないため、司法実務においては、女性従業員の地位とその法定定年年齢の認定をめぐり、多くの紛争が生じている。定年延期に係る今回の政策によると、女性従業員の延期後の定年年齢を確定する際には、それに先行して、「女性労働者」（非管理職）又は「女性幹部」（管理職）のいずれであるのかを判断する必要が依然としてあるため、これに関する紛争が今後も多発することが懸念される。

Ⅳ 定年延期による使用者への影響とその対応策

(1) 従業員の定年年齢などの情報管理と法に基づく退職手続の処理

「弁法」の施行後は従業員の定年年齢が確定的ではなくなることを踏まえ、企業は、従業員の定年に関する情報管理の強化が求められる。柔軟な早期定年に関し、「弁法」が従業員の「自由な意思に基づく選択」の原則を採用していることから、早期定年を申し出た従業員に対しては、早期定年の要件、①最低納付年数に達していること、②3年を超えない早期定年であること、③従来の法定退職年齢以上の年齢であること、以上3点の充足の有無を確認する必要がある。それらが充足されていた場合、本人の退職手続を行うべきである。

なお、「暫定弁法」第2条によると、従業員は柔軟な早期定年を選択する場合、遅くとも希望定年時期の3カ月前に、書面で使用者に通知しなければならない。これに対して「弁法」は、柔軟な定年延期について「使用者・従業員間合意」の原則を採用している。双方に定年延期に関する合意がない場合には、通常の退職手続を行う必要がある。双方ともに定年延期に関する意向がある場合には、「暫定弁法」第4条に基づき、遅くとも従業員が法定定年年齢に達する1カ月前に定年延期合意書を取り交わし、定年時期に関する双方の意思を明らかにし、定年を延期した期間の労働条件、労働待遇などについても合意しておくことが望まれる。

(2) 労働期間の全体的な延長の影響とその対応

従業員の労働期間の延長によりもたらされる影響は、企業の類型に応じて異なることが考えられる。例えば、知識集約型の高度な技術やサービスを提供する企業であれば、経験豊富な従業員の労働期間を延長することで、人材育成のコストを低減することが期待できる。これに対し、従業員の労働集約型である製造業などの企業にとって、高齢従業員の増加は、病欠コストと労災リスクの増加につながる可能性もある。そのため、これらの企業においては、就業場所における労働保護と安全生産管理を強化するとともに、自社の欠勤・休暇制度を整備し、労災を適切に予防することが推奨される。

(3) 女性従業員の定年問題への対応

女性従業員の地位の認定及び定年年齢の問題をめぐる紛争を効果的に予防するためには、以下の3点が重要であると考えられる。

第1に、管理職の女性従業員が女性労働者として、又は非管理職の女性従業員が女性幹部として退職することを希望する場合、当該従業員の生年月日に対応する法定定年年齢に達する前に、本人と協議のうえ職位の変更などについて合意しておくことが提案される。これにより、社会保障システムにおける区分の変更の処理を事前に行うことが可能となる。実務において、各地方の政府機関の対応方法や期間が一定程度異なる可能性を考慮すると、この準備作業は早期の開始が求められる。

第2に、職位の性質に起因する地位関連の紛争を避けるため、女性従業員との労働契約又は関連する補充契約において、その職位が管理職か否かを明確に定め、本人の地位を明らかにすることが推奨される。このほか、就業規則などの社内規定で、異なる職位の性質を明らかにすることも考えられる。

第3に、社会保障システムに登録されている区分と、当人の実際の地位とが同一か否かを早期に確認し、一致していない場合には、速やかに当人と協議のうえ変更することが重要となる。

(4) 関連する立法・実務の動向への注意

既述のように、「弁法」には明確化されていない問題がまだ一部あり、今後の実務運用に応じた新たな変化も予想されることから、各企業においては、関連する法律・実務の動向に注意を払うことが望まれる。

(執筆者連絡先)

金杜法律事務所 (King & Wood Mallesons)

パートナー弁護士 劉新宇

※主な取扱分野は、対中投資、M&A、国際貿易及び紛争解決、輸出管理等をめぐる各種コンプライアンス関連業務など。

〒100020 中国北京市朝陽区東三環中路1号環球金融中心弁公楼東楼18階

Tel: 86-10-5878-5091 (事務所) 86-13911481122 (携帯)

Fax: 86-10-5661-2666

Mail: liuxinyu@cn.kwm.com

金杜法律事務所国際ネットワーク所属事務所:

北京・長春・成都・広州・杭州・香港・済南・南京・青島・三亜・上海・深圳・蘇州・海口・重慶・
珠海・無錫・ブリスベン・キャンベラ・メルボルン・パース・シドニー・東京・シンガポール・
ニューヨーク・シリコンバレー

法令・政策

日系企業のための中国法令・政策の動き

三菱UFJリサーチ&コンサルティング
 国際アドバイザー事業部
 シニアアドバイザー 池上隆介

今月号では2024年12月中旬から2025年1月中旬にかけて公布された政策・法令を取りあげました。

[法律]

【増値税】
○「中華人民共和国増値税法」(国家主席令第41号、2024年12月25日公布、2026年1月1日施行)
<p>増値税についての基本法。本法は総則、税率、納税義務、優遇措置、徴収管理、附則の6章、全38条で構成され、基本的な内容が規定されている。施行は2026年1月1日で、今後、実施細則などの関係規定が制定されるとみられる。</p> <p>■「増値税法」は、現行の「増値税暫定施行条例」(2017年11月19日改正施行)、同「実施細則」(2011年11月1日改正施行、以下、現行細則)および「財政部・国家税務総局の營業税から増値税への改革試行の全面的展開に関する通知」(財税[2016]36号、2016年3月23日実施、以下、現行通知)などの内容を基本的に踏襲しているが、以下の変更がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「みなし販売」の縮小：現行細則では、増値税の課税対象とされる「みなし販売」行為について8項目が規定されている。しかし、「増値税法」では「みなし課税取引」とされるのは3項目に縮小された。これらの項目には、現行細則に規定される同一の企業などの総機構(本社)と分支機構(支社)、または分支機構間の県・市を越える貨物の移送が含まれておらず、増値税の納付は不要となる。 ・簡易税額計算方法における徴収率の統一：現行通知では、小規模納税者に適用される徴収率が3%の簡易税額計算方法の例外として、2015年4月30日以前に取得した不動産の販売、不動産のリース、土地使用権の譲渡については、一般納税者も徴収率が5%の簡易税額計算方法が適用されている。しかし、「増値税法」ではこうした例外規定がなく、一律に3%の徴収率が適用されるとみられる。 ・期末控除留保税額の還付の適用：当期の仕入税額が売上税額を上回り、期末に売上税額から控除しきれない場合に、現行の政策(財政部と国家税務総局の個別の公告)では、特定業種の企業を対象に、期末に控除を留保している税額の一括還付が適用されている。しかし、「増値税法」では、翌期への繰り越しか、税額還付申請のどちらかを選択できるとされた。 ・課税取引に該当しない取引：「増値税法」では、新たに、課税取引に当たらず、増値税を徴収しない取引が規定された。その取引として、従業員の賃金・給与を得るための雇用主

<p>へのサービスの提供、行政事業費用（政府部門が行政サービスの対価として徴収する費用）・政府基金の受領、法律の規定による徴用・収用による補償の取得、預金利息収入の取得が定められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 「金融商品の販売」の課税基準の明確化：現行通知では、サービス一般の販売について、サービスの販売者または購入者が中国国内に所在する場合は中国での課税とされ、中国国外で行われたサービスについては対象外とされているものの、その判断基準が明確でなかった。一方、「増値税法」では、サービス一般から「金融商品の販売」が分離され、「金融商品が中国国内で発行された、または販売側が中国国内の組織・個人」である場合には、中国国内で販売が行われたものとして課税される。これにより、中国国内の組織・個人が海外の証券取引所に上場された株式などを購入する場合は、課税対象外となる。 • 「貸付サービス」の仕入税額控除：現行通知では、「貸付サービス」の購入は、売上税額からの仕入税額控除ができないとされている。しかし、「増値税法」において、「貸付サービス」の購入は、控除できない仕入税額控除項目から除外された。これにより、納税者は、發票を入手すれば仕入税額控除ができるようになる。 • 販売額に対する税務機関の査定：「増値税法」では、新たに「販売額が著しく低いか著しく高く、かつ正当な理由がない場合は、税務当局が販売額を査定することができる」という規定が設けられた。これは、関連者との取引で販売価格を故意に高くし、控除留保税額還付や輸出還付における“即時徴収即時還付”の優遇を不正に得ることを防止するための規定とみられる。 <p>■原文は中国人大網の下記サイトをご参照。 国家主席令：http://www.npc.gov.cn/npc/c2/c30834/202412/t20241225_442015.html 条文：http://www.npc.gov.cn/npc/c2/c30834/202412/t20241225_442038.html</p>
--

[政策]

【消費拡大】
<p>○「国家發展改革委員会、財政部の2025年の大規模設備更新および消費財買い換え政策の拡大実施への注力に関する通知」（发改環資〔2025〕13号、2025年1月5日発布・実施）</p> <p>2024年から実施されている大規模設備更新と消費財買い換えを促進する政策の実施範囲を拡大するもの。2024年の国内総生産（GDP）実質成長率が、政府目標の5%に達したとの発表があったが、この政策が、実質成長率に相当程度寄与したことから、さらに拡大するとみられる。</p> <p>■主な拡大の対象分野、支援内容は、以下の通り。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 設備更新関連 <ul style="list-style-type: none"> • 従来の支援対象分野である工業、エネルギー使用機器、エネルギー・電力、交通運輸、物流、環境基礎施設、教育、医療、文化・観光、老朽化したエレベーター設備の更新のほか、新たに電子情報、安全生産、施設園芸農業などにおける先端化・知能化・グリーン化に向けた設備利用を重点的に支援する。

<ul style="list-style-type: none"> • 設備更新のための中央財政による銀行借入の利子補填について、従来の補填比率 1.5% に対し、国家発展改革委員会が超長期国債資金により追加で補填する。 <p>2. 消費財買い換え関連</p> <ul style="list-style-type: none"> • 自動車の廃棄・更新に対する補助金について、排出基準“国四”のガソリン乗用車を新たに対象に加える。また、対象車について、個人消費者が 2012 年 6 月 30 日以前に登録したガソリン乗用車、2014 年 6 月 30 日以前に登録したディーゼル油その他燃料の乗用車を廃棄するか、または 2018 年 12 月 31 日以前に登録した新エネルギー乗用車で、減免の対象となる車種リストにある新エネルギー乗用車または排気量 2 リットル以下のガソリン乗用車を廃止し、新たに新エネルギー乗用車を購入する場合は、1 台につき 2 万元、また、排気量 2 リットル以下のガソリン乗用車を購入する場合は、1 台につき 1 万 5000 元を補助する（注：従来は、排出基準“国三”以下のガソリン乗用車か、または 2018 年 4 月 30 日以前に登録した新エネルギー車を廃棄し、減免の対象となる車種リストにある新エネルギー車を購入する場合のみが補助金の対象とされていた）。 • 家電の買い換えに対する補助金について、従来の冷蔵庫、洗濯機、テレビ、エアコン、パソコン、給湯器、家庭用ストーブ、レンジフードのほか、新たに電子レンジ、浄水器、食器洗い機、炊飯器が補助金の対象とされた。これら買い換え製品の省エネルギー効率と節水効率が 2 級以上の場合は、販売価格の 15%、同じく 1 級以上の場合は 20% とし、金額は消費者 1 人につき製品の品種ごとに 1 件（エアコンは最大 3 件まで）とし、1 件当たりの最高額は 2,000 元とする。 • 新たにデジタル製品も補助金の対象とし、個人消費者が携帯電話、タブレット、スマートウォッチ・ブレスレット（製品の販売価格は 6,000 元以下）を購入した場合、販売価格 15% を補助し、各製品につき 1 件当たり 500 元まで補助する。 <p>■原文は国家発展改革委員会の下記サイトをご参照。 https://www.ndrc.gov.cn/xwdt/tzgg/202501/t20250108_1395565_ext.html</p>
<p>【労働】</p>
<p>○「人力資源・社会保障部、中国共産党中央委員会、財政部の『柔軟性退職制度実施暫定施行弁法』の印刷・発布に関する通知」（人社部発 [2024] 94 号、2024 年 12 月 31 日発布、2025 年 1 月 1 日実施）</p>
<p>2025 年 1 月 1 日から実施される「全国人民代表大会常務委員会の法定退職年齢の漸進的延長実施に関する決定」に基づく実施規則。退職の延長の場合と早期退職の場合の条件・手続きが規定されている（注：上記の全国人民代表大会常務委員会の決定の概要については、本誌 2024 年 10 月号の解説記事をご参照）。</p> <p>■本弁法の主な規定は、以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 職員・労働者が自ら希望して柔軟な早期退職を選択する場合は、本人が選択した退職時期の 3 カ月前までに書面で雇用主に通知しなければならない。 • 職員・労働者が法定退職年齢に達し、所属組織（注：企業など）と協議が一致したときは、

	<p>柔軟な退職延長ができる。ただし、延長する期間は法定退職年齢から最長で3年を超えないこと。なお、所属組織と職員・労働者は、延長する1カ月前に退職時期の延長などの事項について、書面で明確にしなければならない。柔軟な退職延長期間が確定した後は、さらなる延長はできない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 柔軟な退職延長期間において、所属組織と職員・労働者の労働関係（注：労働契約に基づく関係）または人事関係（注：事業単位といわれる公的機関における雇用契約に基づく関係）は継続され、所属部署と職員・労働者は社会保険料を期日通りに満額を納付しなければならない。 すでに基本養老金を受給している人員については、柔軟な退職の申請を受理できない。 各地区、各組織は、厳格に国家の規定を実施しなければならず、職員・労働者の意思を十分に尊重し、退職年齢を選択する権利を保証しなければならない。 <p>■原文は人的資源・社会保障部の下記サイトをご参照。 https://www.mohrss.gov.cn/SYrlzyhshbzb/shehuibaozhang/zcwj/202501/t20250101_533701.html</p>
<p>○「人力資源・社会保障部の職員・労働者の年間平均月間労働時間および賃金換算問題に関する通知」（人社部発〔2025〕2号、2025年1月1日発布・実施）</p>	
	<p>2025年から法定祝日が、以前の11日から13日に増えたことに伴い、法定労働日数が調整された。</p> <p>■年間、四半期、月の法定労働日数は、以下の通り。</p> <p>年間労働日数：365日－休日104日－法定祝日13日＝248日 四半期労働日数：248日÷4四半期＝62日／四半期 月労働日数：248日÷12カ月＝20.67日／月</p> <p>なお、時間外労働賃金を計算する場合は、1カ月の賃金支払い日数に13日の法定祝日を含めないとされているため、以下の計算式で算出する。</p> <p>1カ月の賃金支払い日数：(365日－休日104日)÷12カ月＝21.75日 1日当たり賃金：1カ月の賃金収入÷1カ月の賃金支払い日数 1時間当たり賃金：1カ月の賃金収入÷(1カ月の賃金支払い日数×8時間)</p> <p>■原文は人力資源・社会保障部の下記サイトをご参照。 https://www.mohrss.gov.cn/xxgk2020/fdzdgnr/zcfg/gfxwj/ldgx/202501/t20250101_533693.html</p>

[規則]

<p>【会社登記】</p>	
<p>○「公司登記管理実施弁法」（国家市場監督管理総局令第95号、2024年12月20日公布、2025年2月10日施行）</p>	
	<p>2024年7月1日付で改正施行された「公司法」が対象とする有限責任公司与株式有限公司の登記に関する規則。</p>

■本弁法の注意を要する規定は、以下の通り。

- 有限責任会社が登録資本を増加する場合、株主が引き受けた新規増加資本の出資は公司定款の規定に従い、登録資本の変更登記の日から5年以内に満額を払い込まなければならない。
- 2024年6月30日以前（注：「公司法」改正施行の前）に登記・設立した有限責任会社は、5年を超える出資引き受け期限までの残りの期間が2027年7月1日（注：「公司法」改正施行から満5年後）以降である場合、2027年6月30日以前に出資引き受け期限までの残りの期間を5年以内に調整しなければならない。加えて、公司定款に記載し、株主は調整後出資引き受け期限内に引き受けた出資額を満額払い込まなければならない。
- 2024年6月30日以前に登記・設立した会社に以下のいずれかの事由がある場合、公司登記機関が会社の登録資本の真実性、合理性について検討し判断する。
 - (1) 出資引き受け期限が30年以上の場合
 - (2) 登録資本が10億元以上の場合
 - (3) 明らかに客観的常識に合わないその他の事由
- 有限責任会社の株主が引き受け、払い込む出資額、出資方法および出資日の情報は、発生した日から20営業日以内に国家企業信用情報公示システムを通じて一般に公示しなければならない。
- 会社の経営範囲は、市場参入ネガティブリストの規定を順守していなければならないが、外商投資会社および外商投資会社が直接投資した会社の経営範囲は、外商投資参入特別管理措置の規定も順守していなければならない（注：市場参入ネガティブリストは、公司や個人の投資・経営活動を禁止する業種・分野と行政許可の取得を条件として許可する業種・分野および行政許可事項が記載されたリストのこと。リストの表記と一致していなければならないということではなく、禁止業種・分野は経営範囲に含めてはならず、制限業種・分野については行政許可を取得しなければならないという程度の意味と思われる）。

■原文は国家市場監督管理総局の下記サイトをご参照。

https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgnr/fgs/art/2024/art_6580c00811be45bfa304c1273b74e294.html

(執筆者連絡先)

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

E-mail: r-ikegami@murc.jp ホームページ: <https://www.murc.jp>

人民元レポート

米中摩擦の懸念は一旦後退

三菱UFJ銀行
 グローバルマーケットリサーチ
 アナリスト 横尾明彦

1月のレビュー

人民元の対ドル相場は 7.29 台で取引を開始した。中国国債の利回り低迷を背景に下落基調となると、6日には、2023年9月以来の安値圏 7.33 台まで下げ幅を拡大した。人民銀が対ドルでの基準値を大幅な人民元高方向に設定したことによって 7.33 台で下げ止まると、その後は、狭いレンジでの取引が継続。また、13日には人民銀が「為替のオーバーシュートリスクを防止」するとの声明を發出し、トランプ政権発足直後の相場変動に備える構えをみせた。もっとも、20日の米大統領就任式当日の対中関税強化は見送られ、トランプ大統領が対中姿勢を軟化させると、人民元は 7.25 台まで急上昇した。24日には、トランプ大統領が「対中関税をできれば使用したくない」と発言。一時 7.23 台まで上値を伸ばした。27日に 7.24 台に下落したのち、28日から春節休暇に入っている（第1図）。対円相場は 21.5 台で取引開始。14日の氷見野日銀副総裁による講演以降、1月会合での利上げが意識され、16日には 21.1 台半ばまで下落した。日銀の追加利上げが織り込まれ、24日の会合当日までには 21.5 台前半まで反発した。27日には 21.3 台まで下落して春節休暇入りしている（第2図）。

【第1図：人民元対ドル相場（1月27日まで）】



(資料) Refinitiv より三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

【第2図：人民元対円相場（1月27日まで）】



(資料) Refinitiv より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

米中貿易摩擦は3月まで休戦か

トランプ大統領は20日の就任式当日に対中関税強化を見送った。直前の17日には習近平国家主席との電話会談が実施されるなど、両国の関係は、第2次トランプ政権発足をきっかけとした悪化懸念とは裏腹に、むしろ接近している印象だ(第1表)。対中関税強化は輸入物価上昇を通じて米国の消費者にも打撃を与え得るため、トランプ大統領としても即時の導入を回避したかったといった事情もあるだろう。中国側も、習主席が台湾問題では一切の妥協を認めなかった一方で、通商問題に関しては「米中互惠こそ本質」と発言し、対話の姿勢を強調した。3月5日開催の全国人民代表大会(全人代)を控え、内政に注力したいとの思惑もありそうだ。トランプ大統領は一時、2月1日から対中関税を10%引き上げる可能性に言及したが、「対中関税をできれば使用したくはない」とも述べており、春節休暇中の対中関税強化は見送られるとみてよさそうだ。

【第1表：第2次トランプ政権発足前後の、米中首脳の動向】

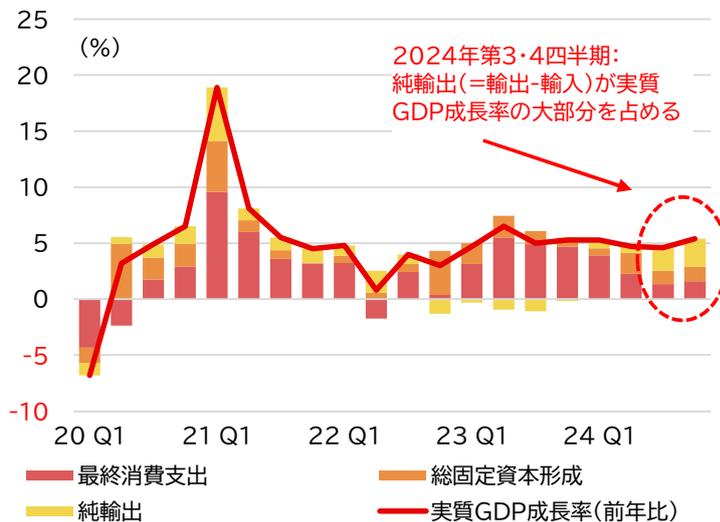
17日	トランプ氏が習近平国家主席と電話で対談。習氏は「中米の経済貿易関係の本質は、互惠である」と発言
18日	トランプ氏が「100日以内の訪中に関心あり」と報道
	韓正国家副主席が、バンス次期副大統領、イーロン・マスク氏などトランプ政権高官と会談
20日	トランプ大統領、就任初日には対中関税に言及せず。中国系動画アプリ企業の売却期限を75日間延長
21日	トランプ大統領、合成麻薬輸出に対する対抗措置として、「2月1日から対中輸入品に10%の関税賦課を検討」と発言
	丁薛祥副首相が「中国は貿易黒字を追求せず、輸入拡大を通じて貿易均衡を図る用意がある」と発言
24日	トランプ大統領が「対中関税をできれば使用したくはない」と発言

(資料) 各種報道より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

米中摩擦の再燃リスクは熾り続ける

もともと、この先、特に全人代閉幕後の3月以降は、米中摩擦が再燃する可能性がある。丁薛祥副首相は1月21日、輸入拡大を通じた対米貿易黒字の削減に努める意向を示唆したが、ここもとの中国の経済成長は純輸出の伸びがけん引している(第3図)。対米輸出の伸長に加え、内需低迷による輸入の伸び悩みが要因だ。この点に関して、人民銀は12月末の会議で金融緩和を強化し、「人民元相場の弾力性を強化」すると決定していた。すなわち、輸出振興策としても機能する、緩やかな人民元安進行を容認する方針を固めたと解釈できる。国有企業に対する輸入拡大指示などを通じて政策的に対米輸入を拡大したとしても、人民銀の政策スタンスに対し、米国から「通貨切り下げ」と批判される余地があると言えよう。実際、第1次トランプ政権下の2019年8月に、米財務省は、通貨安誘導を通じて長期にわたり大幅な対米貿易黒字を維持しているとして、中国を突如「為替操作国」と認定した経緯がある。為替操作国認定は、関税賦課の根拠となるものでもある。いずれにせよ、今後も、米中の通商交渉には、注意が必要だ。

【第3図：実質GDP成長率(前年比)】

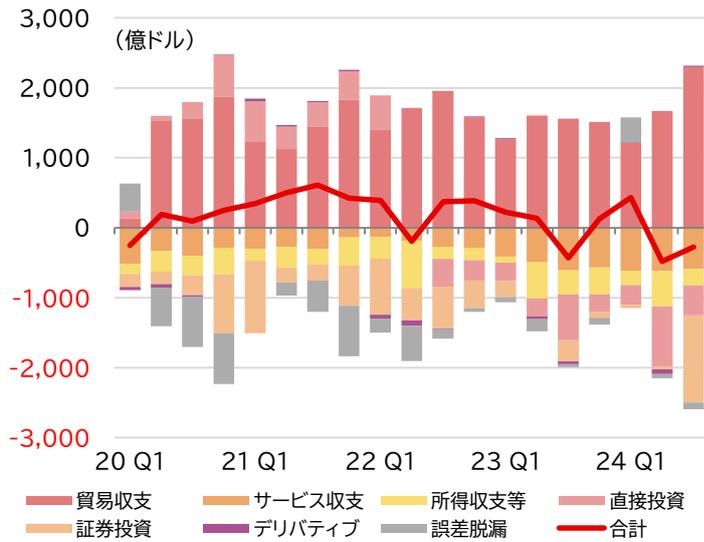


(資料) 中国国家统计局より三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

国際収支も、人民元安地合いの継続を示唆

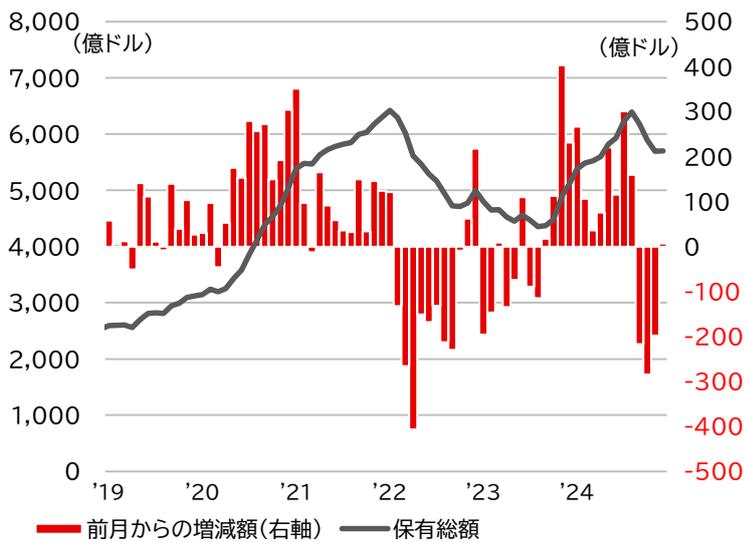
翻って、国際収支をみると、目先は人民元安圧力がかかりやすい状況が続くと解釈できる。対米輸出の増加を受けて貿易黒字が拡大する一方、サービス、直接投資、証券投資の各収支は赤字となっている(第4図)。順番に確認すると、サービス収支、特に旅行収支に関しては、中国からの海外渡航者数がコロナ禍以前の水準まで回復しており、赤字拡大の要因となった。今後も海外渡航者の減少は見込まれないため、サービス赤字は継続しそうだ。他方、直接投資は、中国企業による東南アジアにおける電気自動車製造拠点の設置をはじめ、対外直接投資が増加している。景気回復の本格化には時間がかかり、目先は対内直接投資の顕著な増加が見込みにくいなか、直接投資の資金流出超は続きそうだ。さらに、証券投資は地方銀行による中国国債購入などにより利回りが低迷、投資妙味の低下を受けて外国人投資家による証券投資はこのところ流出に転じている(第5図)。いずれも、米中摩擦の動向に関わらず、中国国内の要因による面が大きく、早期の状況改善が見込みにくいものだ。

【第4図：国際収支（＝經常収支＋金融収支）】



(資料) 中国国家外貨管理局より三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

【第5図：外国人投資家の中国債券購入額】

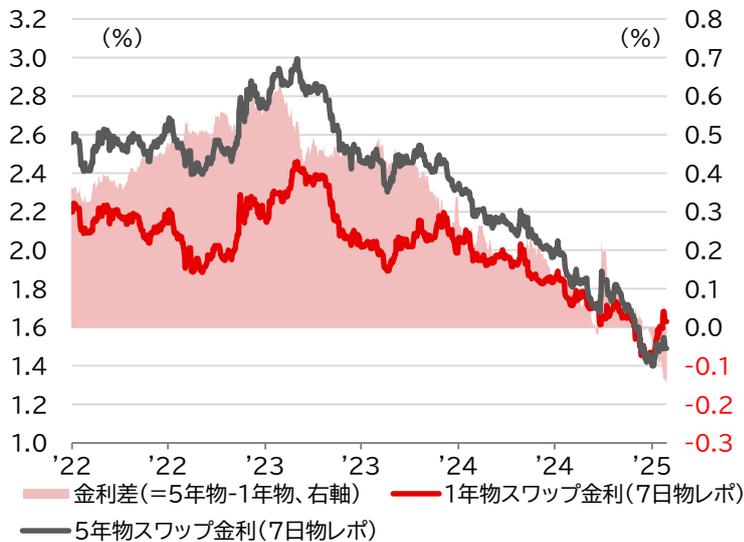


(資料) 中国中央預託清算有限公司 (CCDC)、上海清算所 (SHCH) より三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

来月のポイント：春節明けも安定重視の政策運営か

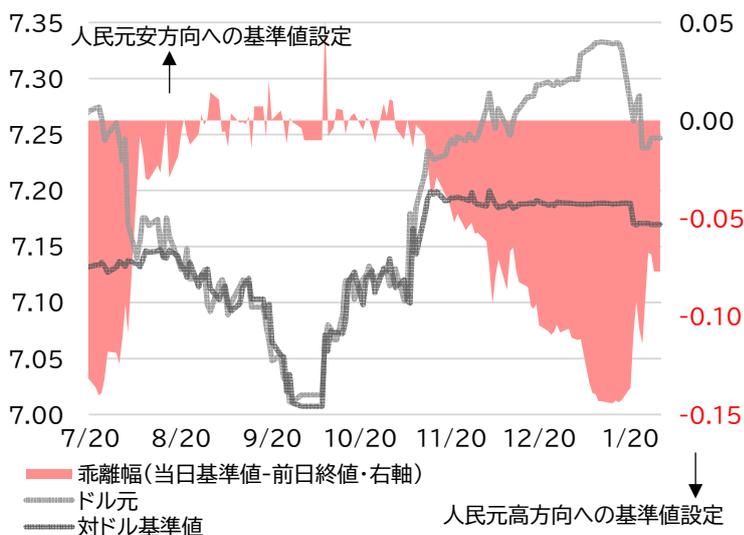
翻って、政府、人民銀による本格的な景気対策は、全人代での実質 GDP 成長率など、今年の経済目標が定められた後となりそうだ。金融市場では、短い年限のスワップ金利が急上昇し、長短金利差 (=長期-短期) がマイナスに転じた (第6図)。これは、人民銀による目先の利下げ期待が後退したことを示唆している。米国の動向を窺うためにも、人民銀は2月も様子見の姿勢を維持し、過度な人民元安は抑制するとの姿勢を続けそうだ。トランプ大統領による不規則発言を受けて人民元安圧力が高まる可能性があるものの、そうしたなかで人民銀は、対ドル基準値の人民元高方向への設定や国有銀行によるドル売り・人民元買いなど、活用可能な政策手段を最大限活用して人民元相場の安定を図るとみておきたい (第7図)。

【第6図：人民元金利スワップ (IRS) の推移】



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

【第7図：人民銀による対ドル基準値設定】



(資料) CFETS、Refinitiv より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

【予想レンジ】

	25年2月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月
USD/CNY	7.100～7.600	7.200～7.700	7.200～7.700	7.100～7.600
対円	20.0～22.0	19.7～21.7	19.3～21.3	18.9～20.9

予想レンジは四半期中を通じた高値と安値の予想

(2025年1月31日脱稿)

(執筆者連絡先)

三菱UFJ銀行 グローバルマーケットリサーチ

アナリスト 横尾明彦

Tel: 050-3842-8809 E-mail: akihiko_yokoo@mufg.jp

主要経済指標

主要経済指標の推移

三菱UFJ銀行

トランザクションバンキング部

項目	単位	2023年				2024年											
		1~3月	1~6月	1~9月	1~12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
国内総生産(GDP)	前年同期比%	4.5	5.5	5.2	5.2	(1-3月) 5.3			(4-6月) 4.7			(7-9月) 4.6			(10-12月) 5.4		
固定資産投資*	前年同期比%	5.1	3.8	3.1	3.0	-	4.2	4.5	4.2	4.0	3.9	3.6	3.4	3.4	3.4	3.3	3.2
第一次産業	前年同期比%	0.5	0.1	▲1.0	▲0.1	-	▲5.7	1.0	1.9	3.0	3.1	3.3	2.9	2.3	2.5	2.4	2.6
第二次産業	前年同期比%	8.7	8.9	9.0	9.0	-	11.9	13.4	13.0	12.5	12.6	12.5	12.1	12.3	12.2	12.0	12.0
第三次産業	前年同期比%	3.6	1.6	0.7	0.4	-	1.2	0.8	0.3	0.0	▲0.2	▲0.7	▲0.8	▲0.7	▲0.9	▲1.0	▲1.1
工業生産(付加価値ベース)**	前年同月比%	3.0	3.8	4.0	4.6	-	7.0	4.5	6.7	5.6	5.3	5.1	4.5	5.4	5.3	5.4	6.2
社会消費財小売総額***	前年同月比%	5.8	8.2	6.8	7.2	-	5.5	3.1	2.3	3.7	2.0	2.7	2.1	3.2	4.8	3.0	3.7
消費者物価上昇率(CPI)	前年同月比%	1.3	0.7	0.4	0.2	▲0.8	0.7	0.1	0.3	0.3	0.2	0.5	0.6	0.4	0.3	0.2	0.1
工業生産者出荷価格(PPI)	前年同月比%	▲0.8	▲3.0	▲3.6	▲3.6	▲2.5	▲2.7	▲2.8	▲2.5	▲1.4	▲0.8	▲0.8	▲1.8	▲2.8	▲2.9	▲2.5	▲2.3
輸出***	億ドル	8,218.3	16,634.3	25,203.1	33,800.2	-	5,280.1	2,796.8	2,924.5	3,023.5	3,078.5	3,005.6	3,086.5	3,037.1	3,090.6	3,123.1	3,356.3
前年同月比%		0.5	▲3.2	▲5.7	▲4.6	-	7.1	▲7.5	1.5	7.6	8.6	7.0	8.7	2.4	12.7	6.7	10.7
輸入***	億ドル	6,171.2	12,547.4	18,898.9	25,568.0	-	4,028.5	2,211.3	2,201.0	2,197.3	2,088.1	2,159.1	2,176.3	2,220.0	2,133.4	2,148.7	2,307.9
前年同月比%		▲7.1	▲6.7	▲7.5	▲5.5	-	3.5	▲1.9	8.4	1.8	▲2.3	7.2	0.5	0.3	▲2.3	▲3.9	1.0
貿易収支***	億ドル	2,047.1	4,086.9	6,303.0	8,232.2	-	1,251.6	585.5	723.5	826.2	990.5	846.5	910.2	817.1	957.2	974.4	1,048.4
対内直接投資(実行ベース)*(注)	億円	4,084.5	7,036.5	9,199.7	11,339.1	1,127.1	2,150.9	3,016.7	3,602.0	4,125.1	4,989.1	5,394.7	5,801.9	6,406.0	6,932.1	7,497.0	8,262.5
前年同期比%		4.9	▲2.7	▲8.4	▲8.0	▲11.7	▲19.9	▲26.1	▲27.9	▲28.2	▲29.1	▲29.6	▲31.5	▲30.4	▲29.8	▲27.9	▲27.1
外貨準備高	億ドル	31,839	31,930	31,151	32,380	32,193	32,258	32,457	32,008	32,320	32,224	32,564	32,882	33,164	32,611	32,659	32,024
都市部調査失業率	%	5.5	5.3	5.3	5.2	5.2	5.3	5.2	5.0	5.0	5.0	5.2	5.3	5.1	5.0	5.0	5.1
国内自動車販売台数	万台	607.6	1,323.9	2,106.9	3,009.4	243.9	158.4	269.4	235.9	241.7	255.2	226.2	245.3	280.9	305.3	331.6	348.9
前年同月比%		▲6.7	9.8	8.2	12.0	47.9	▲19.9	9.9	9.3	1.5	▲2.7	▲5.2	▲5.0	▲1.7	7.0	11.7	10.5
購買担当者指数(PMI)	製造業	-	-	-	-	49.2	49.1	50.8	50.4	49.5	49.5	49.4	49.1	49.8	50.1	50.3	50.1
非製造業	-	-	-	-	-	50.7	51.4	53.0	51.2	51.1	50.5	50.2	50.3	50.0	50.2	50.0	52.2

* : 年初からの累計ベース。

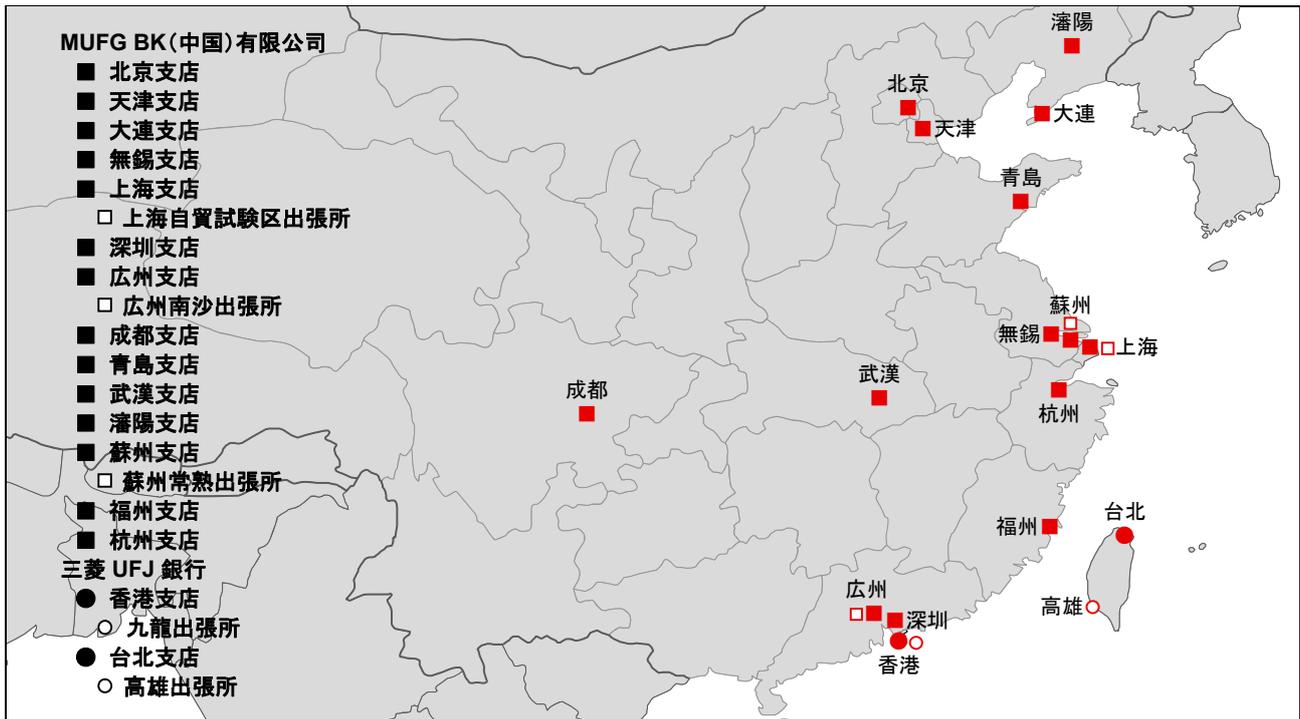
** : 2月は1-2月の累計ベース。独立会計の国有企業と年間販売額2,000万元以上の非国有企業を対象。

*** : 2月は1-2月の累計ベース。

(注) 商務部の2022/7/29の発表によると、2022年6月以降は金融業を含む数値となる。但し、2022年6月から2023年5月までの「前年同期比」は金融業を含まない数値となる。

(出所) 国家統計局等の公表データを基に三菱UFJ銀行 トランザクションバンキング部作成。

MUFG 中国ビジネス・ネットワーク



MUFGバンク(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北京支店	北京市朝陽区東三環北路5号 北京發展大廈2階	86-10-6590-8888
天津支店	天津市南京路75号 天津国際大廈21階	86-22-2311-0088
大連支店	大連市西崗区中山路147号 申貿大廈11階	86-411-8360-6000
無錫支店	無錫市梁溪区人民中路139号無錫恒隆広場オフィス2座33層 3301-3308ユニット	86-510-8521-1818
上海支店 上海自貿試験区出張所	上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代広場16階 上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代広場15階03单元	86-21-6888-1666 86-21-6888-1666
深圳支店	深圳市前海深港現代サービス業協力区7-01 前海嘉里商務中心T2 18階	86-755-8256-0808
広州支店 広州南沙出張所	広州市珠江新城華夏路8号 合景国際金融広場24階 広州市南沙区港前大道南162号広州南沙香港中華総商会大廈 805、806号	86-20-8550-6688 86-20-3909-9088
成都支店	成都市錦江区順城大街8号 中環広場2座18階	86-28-8671-7666
青島支店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大廈20階	86-532-8092-9888
武漢支店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室	86-27-8220-0888
瀋陽支店	遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華潤大廈20階2002室	86-24-8398-7888
蘇州支店 蘇州常熟出張所	江蘇省蘇州市蘇州工業園区蘇州大道東289号広融大廈15階 江蘇省常熟市常熟高新技术産業開發区東南大道333号科創大廈12階C区、D区	86-512-3333-3030 86-512-5151-3030
福州支店	福建省福州市台江区江濱中大道363号 華班大廈5階01、02、03、10、11、12号	86-591-3810-3777
杭州支店	浙江省杭州市下城区延安路385号杭州嘉里中心2幢10階1002、1003、1004号	86-571-8792-8080

三菱UFJ銀行

香港支店 九龍出張所	8F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong 18/F & 19/F, Airside, No.2 Concorde Road, Kai Tak, Kowloon, Hong Kong	852-2823-6666 852-2823-6666
台北支店 高雄出張所	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓8階・9階 台湾高雄市前鎮区成功二路88号4階	886-2-2514-0598 886-7-332-1881

【本邦におけるご照会先】

トランザクションバンキング部

東京:050-3612-0891(代表) 大阪:06-6206-8434(代表) 名古屋:052-211-0650(代表)

発行:三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部

編集:三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 国際情報営業部

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。